

山梨県次世代委員会設置規程

(目 的)

第1条 本委員会は、山梨県老人福祉施設協議会会則第12条に基づき設置されるものであり、管理職員・職場チーフ等が中心となり、委員の相互研鑽及び会員施設職員の資質向上を図るとともに、老人福祉の発展に寄与することを目的とする。

(構 成)

第2条 委員会は、会員施設から推薦された管理職員・職場チーフ等により構成する。

2 委員は各施設2名以内とする。

(事 業)

第3条 本委員会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各部会の運営・研修会の実施に関すること
- (2) 施設運営及び経営に関すること
- (3) 会員施設のサービスの質の向上に関すること
- (4) 構成員の資質向上に関すること
- (5) 構成員相互の情報交換に関すること
- (6) その他必要と認める事業

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 幹 事 若干名

(役員を選出)

第5条 委員長、副委員長は幹事会において選任し、委員会の承認を得るものとする。

2 幹事は、委員の中から山梨県老人福祉施設協議会会長が選出し委嘱する。

(役員の役割)

第6条 委員長は本委員会を代表し、委員会業務を統括する。

- 2 委員長は必要に応じて、委員会の事業等について本会理事会に報告等を行う。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- 4 役員は、幹事会を組織し、本委員会の運営に関する事項を審議する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によるものの任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 本委員会の会議は、委員会及び幹事会とし、委員長がこれを招集し議長となる。

- 2 委員会は、毎年1回以上これを開き役員の承認、事業計画並びに事業の実施状況の報告等を審議する。
- 3 幹事会は、必要に応じ開催し、委員会に付議すべき事項、その他委員長が付議した事項を審議する。

(付 則)

- (1) この規程は、平成17年4月1日より施行する。
- (2) 設立当初の委員の任期は、規程第7条の規定に関わらず在任特例として、平成18年3月31日までの1年間とする。
- (3) 平成16年5月19日施行の山梨県21世紀委員会内規は廃止する。
- (4) 令和5年8月1日 一部改正 (名称変更)